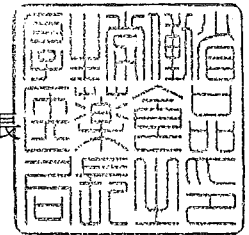




薬食発第0620001号
平成20年6月20日

各 〔都道府県知事〕 殿
〔保健所設置市市長〕
〔特別区区长〕

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成20年政令第199号）（平成20年6月20日付官報第4854号）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第117号）（平成20年6月20日付官報第4854号）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。
 - (1) 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
 - (2) 一・三・ジクロロプロパンニール及びこれを含有する製剤
 - (3) ニーメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。
 - (1) 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤
 - (2) 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤
 - (3) ニー（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリレート及びこれを含有する製剤
 - (4) 一プロモー三クロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
 - (1) 一（六クロロ三ピリジルメチル）ニールニートロイミダゾリジンニールイリデンアミン（別名イミダクロプリド）二%（マイクロカプセル製剤にあっては一%）以下を含有するもの



- (2) [二-アセトキシ-四- (ジエチルアミノ) ベンジリデン] マロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) P-トルエンスルホン酸=四- [[三- [シアノ (二-メチルフエニル) メチリデン] チオフェン-二 (三H) -イリデン] アミノオキシスルホニル] フェニル及びこれを含有する製剤
- (4) (E) -二- (四-ターシャリーブチルフエニル) -二-シアノ- (一・三・四-トリメチルピラゾール-五-イル) ビニル=二・二-ジメチルプロピオナート (別名シエノピラフェン) 及びこれを含有する製剤

4 施行期日

平成20年7月1日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げるものについては、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、平成20年7月1日(施行日)現在、その製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成20年9月30日までは、法第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用されず、また、現に存する物については、平成20年9月30日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用されないこととしたこと。

これらの者に対しては速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導すること。また、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条、第15条、第15条の2、第16条等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用されるものであるため、関係業者を適正に指導すること。

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定を解除したこと。

- (1) - (六-クロロ-三-ピリジルメチル) -N-ニトロイミダゾリジン-二-イリデンアミン (別名イミダクロプリド) 二% (マイクロカプセル製剤にあっては一二%) 以下を含有するもの
- (2) (E) -二- (四-ターシャリーブチルフエニル) -二-シアノ- (一・三・四-トリメチルピラゾール-五-イル) ビニル=二・二-ジメチルプロピオナート (別名シエノピラフェン) 及びこれを含有する製剤

2 施行期日

公布の日から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令(一九八)
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(一九九)
- 株式会社日本政策投資銀行法施行令(二〇〇)
- 〔省 令〕
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一七)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産一)
- 核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する省令(経済産業四二)
- 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する省令(同四三)
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令(同四四)

- 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令(同四五)
- ポート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部を改正する省令(国土交通四五)

〔告 示〕

- 政府認証基盤を構成する財務省認証局の認証業務終了等を告示する件(財務二〇〇)
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針の一部を変更する件(厚生労働・農林水産四)
- 保安林の指定をする件(農林水産一〇一九)
- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関の指定に係る告示の一部を改正する告示(経済産業一三四)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通七七〇)
- 船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件(同七七二)
- 漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件(防衛一三八)
- 道路に関する件(関東地方整備局二六六、二六七)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 金融庁 法務省 外務省 財務省

〔官庁報告〕

官庁事項

北海道開発局公示(北海道開発局)

産 業

日本工業規格(経済産業省)

標準仕様書(TS)の公表について(同)

日本工業規格(国土交通省)

公聴会

植物防疫法施行規則等の改正に関する公聴会開催に関する公示(農林水産省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

前払式証券発行者の発行保証金に係る(仮配当表・権利の実行に関する意見聴取会) 公示、建設業の許可の取消処分、海難審判庁関係 裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

出品預証書紛失に伴う証書の無効関係

地方公共団体

東京都区公債抽せん、教育職員免許状失効関係

会社その他

会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

◇食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（農林水産省）

- 1 試験研究計画の認定の基準を定める第一条の規定を削除することとした。（第一条関係）
- 2 資金の貸付けの利率等を定める第二条の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）
- 3 この政令は、平成二十年七月一日から施行することとした。ただし、2については、平成二十年一月一日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（厚生労働省）

- 1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。
（第一条関係）
（一）塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
（二）一・三・ジクロロプロパン・二・オール及びこれを含有する製剤
（三）ニ・メ・ル・カ・ブ・ト・エ・タ・ノール及びこれを含有する製剤
- 2 次に掲げる物を劇物に指定することとした。
（第二条第一項関係）
（一）亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する製剤
（二）亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤
（三）二・（ジメチルアミノ）エチル・メタクリレート及びこれを含有する製剤
（四）一・プロ・モ・一・三・ク・ロ・ロ・ブ・ロ・バ・ン及びこれを含有する製剤
- 3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）
（一）一・（ハ）ク・ロ・ロ・一・三・ピリジル・メチル・一・ニ・ト・ロイミダゾリジン・二・イリデン・アミン（別名イミダゾロピリド）一・二％以下を含有するマイクロカプセル製剤
（二）二・アセトキシ・（四）ジエチルアミノ・ベンジリデン・マロノ・ニトリル及びこれを含有する製剤

（三）D・トルエン・スルホン酸・四・（三）・シ・アノ・（二）メチル・フエニル・メチリデン・チ・オ・フエニル・（三）H・（一）イリデン・アミノ・オ・キシスルホニル・フエニル及びこれを含有する製剤
（四）（E）一・二・（四）ターシャリ・ブチル・フ・エニル・一・ニ・シ・アノ・一・（一）・三・四・一・トリメチルピラゾール・五・イリル・ピニル・二・ニ・ジメチルプロピオナート（別名シエ・ノ・ピラフエン）及びこれを含有する製剤

4 この政令は、3の規定を除き、平成二十年七月一日から施行することとした。

◇株式会社日本政策投資銀行法施行令（政令第二〇〇号）（財務省）

- 1 株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が受け入れる預金の範囲を定めることとした。（第一条関係）
- 2 会社が資金の貸付けを内容及その契約の締結の代理等を行う者の範囲、及びその際に適用除外とする代理等の許可に係る規定を定めることとした。（第二条及び第三条関係）
- 3 海外で発行した日本政策投資銀行債や社債を滅失等した場合の、再発行手続きを定めることとした。（第四条関係）
- 4 会社及びその子会社等に対する立入検査の権限のうち、主務大臣から内閣総理大臣、金融庁長官から財務局長等へ委任する権限を定めることとした。（第五条及び第六条関係）
- 5 会社が預金の受入れ等を開始した際に内閣総理大臣が有する権限のうち、金融庁長官や財務局長等へ委任されるものを定めることとした。（第七条関係）
- 6 現に日本政策投資銀行が有する資産のうち、会社の成立時に国が承継する資産の範囲等を定めることとした。（附則第二条関係）
- 7 日本政策投資銀行の解散登記の囑託等を定めることとした。（附則第三条関係）
- 8 会社が日本政策投資銀行から承継する資産の評価について、評価委員の任命方法を定めることとした。（附則第四条関係）
- 9 会社が承継する資産のうち、財務大臣及び国土交通大臣が主務大臣となる資産の範囲を定めることとした。（附則第五条関係）

10 会社が登録金融機関業務を行う場合の、金融商品取引法の読替を定めることとした。（附則第六条関係）

11 会社の法人税に係る課税の特例を定めることとした。（附則第七条関係）

12 この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

政 令

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年六月二十日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第九十八号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十五号）の施行に伴い、及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令（平成十年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条の見出し中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条中「法」を「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（以下「法」という。）」に改め、同条を第一条とし、第三条を第二条とする。

附 則

この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定は、同年十月一日から施行する。

財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舛添 要一
農林水産大臣 若林 正俊
内閣総理大臣 福田 康夫

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年六月二十日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第百九十九号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第2号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二号の三を第二号の四とし、第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤

第一条第十号の二の次に次の一号を加える。

十の三 一・三ジクロロプロパンニール及びこれを含有する製剤

第一条第二十六号の九の次に次の一号を加える。

二十六の十 ニーメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤

一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤

一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第二十八号の十一中「二％」の下に「（マイクロカプセル製剤にあつては、一二％）」を加え、同項第三十二号中（149）を（152）とし、（111）から（148）までを（114）から（151）までとし、（110）を（112）とし、その次に次のように加える。

(113) (E) 一ニール（四ターシャリーブチルフェニル）一ニール（一・三・四トリメチルピラゾール五一ール）ピニル（二・ニージメチルプロピオナート（別名シエノヒラフエン）及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（109）を（111）とし、（101）から（108）までを（103）から（110）までとし、（100）を（101）とし、その次に次のように加える。

(102)

D-トリエンステルホン酸II四「(三)」「シアノ（二）メチルフェニル」メチリデン「チオフェニル（三）」「イリデン」アミノオキシスルホニル「フェニル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中（99）を（100）とし、（1）から（98）までを（2）から（99）までとし、同号に（1）として次のように加える。

(1) 「二アセトキシ（四）ジエチルアミン（ペンジリデン）」マロノニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第五十号の五を第五十号の六とし、第五十号の二から第五十号の四までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 ニー（ジメチルアミン）エチルメタクリレート及びこれを含有する製剤

第二条第一項第八十八号の三を第八十八号の四とし、第八十八号の二の次に次の一号を加える。

八十八の三 一ブローモニークロロプロパン及びこれを含有する製剤

附 則
（施行期日）
1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十八号の十一及び第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の毒物及び劇物指定令第一条第二号の三、第十号の三及び第二十六号の十並びに第二条第一項第一号の五、第一号の六、第五十号の二及び第八十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十年九月三十日まで、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十年九月三十日まで、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條の規定において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 舩添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

株式会社日本政策投資銀行法施行令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年六月二十日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第200号

株式会社日本政策投資銀行法施行令

内閣は、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（受け入れることができる預金の範囲）
第一条 株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）第三条第一項第一号に規定する政令で定める預金は、次に掲げるものとする。

一 外貨預金
二 金融機関から受け入れる預金（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第一項に規定する積立金の運用に係るものを除く。）

2 前項第二号の「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。
一 銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）
二 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。次条第一号において同じ。）

三 信用金庫及び信用金庫連合会
四 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

五 労働金庫及び労働金庫連合会
六 株式会社商工組合中央金庫
七 株式会社商工組合中央金庫
八 株式会社商工組合中央金庫
九 株式会社商工組合中央金庫

（代理業の対象となる金融機関の範囲）
第二条 法第三条第一項第十号に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 長期信用銀行
二 信用金庫及び信用金庫連合会
三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第二号の事業を行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同法の事業を行うもの又は同項第十号の事業を行うものに限る。）

四 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十二条第一項第三号の事業を行うものに限る。）漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号の事業を行うものに限る。）水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号の事業を行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号の事業を行うものに限る。）

五 農林中央金庫
六 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。）
七 保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び外国保険会社等（同法第七項に規定する外国保険会社等をいう。）

八 特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

九 特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

十 特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

特別の法律により設立された法人であつて、資金の貸付けの業務を行う者のうち、株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）が当該業務の一部の委託を受けることができるもの

第八号	の額)を減算した金額	の額)を減算した金額(株式会社日本政策投資銀行法(平成九年法律第八十五号)附則第二十三条第二項ただし書(法人税に係る課税の特例)の規定により日本政策投資銀行の帳簿価額とみなされた金額以外の貸倒引当金勘定の金額並びに同項ただし書及び株式会社日本政策投資銀行法(平成二十年政令第百二十号)附則第七項(法人税に係る課税の特例)の規定により日本政策投資銀行の帳簿価額を零とされた退職給付引当金勘定の金額)賞与引当金勘定の金額及び投資損失引当金勘定の金額の合計額(第九号第一項において「特定引当金勘定の合計額」という)を除く)
第九号第一項	第一号から第六号までに掲げる金額の	第一号から第六号までに掲げる金額(株式会社日本政策投資銀行法附則第二十三条第一項(法人税に係る課税の特例)に規定する特定現物出資(以下この項において「特定現物出資」という)の日の属する事業年度後の各事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む)の
	第一号から第六号までに掲げる金額を	第一号から第六号までに掲げる金額(特定現物出資の日の属する事業年度にあつては、特定引当金勘定の合計額を含む)を

省 令

○厚生労働省令第十七号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年六月二十日

厚生労働大臣 舛添 要一

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第十一号の五中「二%」の下に「マイクロカプセル製剤にあつては、一・二%」を加え、同項第十一号の九中(14)を(14)とし、(106)から(140)までを(107)から(141)までとし、(105)の次に次のように加える。

(106) (E) 一ニ一(四一ターシヤリブチル フェニル)一ニ一シアノー一(一・三・四一トリメチルピラゾール一五一イル)ピ

この省令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 福田 康夫
財務大臣 額賀福志郎
国土交通大臣 冬柴 鐵三

○厚生労働省令第一号

農林水産省 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成二十年法律第五十五号)の施行に伴い、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年六月二十日

厚生労働大臣 舛添 要一

農林水産大臣 若林 正俊

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行規則(平成十年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条を削る。
第三条第一項中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第五条とする。

第七條第一項中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第六条とする。

第八條第十号中「第三條第三項」を「第二條第三項」に改め、同条を第七條とする。

第九條中「別記様式第七号」を「別記様式第六号」に改め、同条を第八條とする。

第十條中「別記様式第八号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第九條とし、第十一條から第十三條までを一列すつ繰り上げる。

第十四條中「別記様式第九号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十三條とする。

第十五條第一項中「法第六條第一項若しくは法第七條第一項」を削り、同条を第十四條とする。

別記様式第二号を削る。

別記様式第三号中「(海)〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第四号中「(海)〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第五号中「(海)〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第六号中「(海)〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第七号中「(海)〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第八号中「(海)〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第九号中「(海)〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

○経済産業省令第四十二号

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第二十一条の二第一項及び第二十二條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年六月二十日
経済産業大臣 甘利 明

核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する省令
核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総務府令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條の四の二の次に次の一条を加える。
(初期消火活動のための体制の整備)

第七條の四の三 法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という)のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第二十二條の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

二 初期消火活動を行うために必要な要員を配置すること。

三 初期消火活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。

四 前各号に掲げるもののほか、初期消火活動を行うために必要な体制を整備すること。

五 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

第八條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 初期消火活動のための体制の整備に関すること。

様式第三の三の裏面中「(海)〇〇〇〇」を「(海)〇〇〇〇」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年八月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の公布の際現に核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年七月十一日までに、この省令の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則第八條第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

この省令は、公布の際現に核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二條第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十年七月十一日までに、この省令の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則第八條第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 二の二（略）</p> <p>二の三 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤</p> <p>二の四 塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤</p> <p>三 十の二（略）</p> <p>十の三 一・三・ジクロロプロパン・ニール及びこれを含有する製剤</p> <p>十一 二六の九（略）</p> <p>二六の十 ニーメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤</p> <p>二七 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一の四（略）</p> <p>一の五 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤</p> <p>一の六 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤</p> <p>二 二八の十（略）</p> <p>二八の十一 一（六）クロロ・三（ピリジルメチル）・N（ニトロイミダゾリジン・ニール）イリデンアミン（別名イミダクロプリド）</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 二の二（略）</p> <p>二の三（略）</p> <p>三 十の二（略）</p> <p>十一 二六の九（略）</p> <p>二七 三十一（略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一の四（略）</p> <p>二 二八の十（略）</p> <p>二八の十一 一（六）クロロ・三（ピリジルメチル）・N（ニトロイミダゾリジン・ニール）イリデンアミン（別名イミダクロプリド）</p>

及びこれを含有する製剤。ただし、一（六）クロロ一三（ピリジ
ルメチル）一N一ニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン二%
（マイクロカプセル製剤にあつては、一二%）以下を含有するもの
を除く。

二十八の十二〜三十一の二（略）

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲
げるものを除く。

(1) 「二アセトキシ一（四）ジエチルアミノ」ベンジリデン」マ
ロニトリル及びこれを含有する製剤

(2) 「
(101)（略）

(102) P一トルエンスルホン酸二四一「三」シアノ（二）メチ
ルフエニル」メチリデン」チオフェニ一（三H）一イリデン」

アミノオキシスルホン」フェニル及びこれを含有する製剤

(103) 「
(112)（略）

(113) (E)一ニ一（四）ターシャリブチルフエニル）一ニ一シア
ノ一（一・三・四）トリメチルピラゾール一五（イル）ビニ

ル二・二一ジメチルプロピオナート（別名シエノピラフエン）

及びこれを含有する製剤

(114) 「
(152)（略）

三十三〜五十（略）

五十の二 二（ジメチルアミノ）エチル二メタクリレート及びこれ
を含有する製剤

五十の三〜五十の六（略）

及びこれを含有する製剤。ただし、一（六）クロロ一三（ピリジ
ルメチル）一N一ニトロイミダゾリジン一ニイリデンアミン二%
以下を含有するものを除く。

二十八の十二〜三十一の二（略）

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲
げるものを除く。

(1) 「
(100)（略）

(101) 「
(110)（略）

(111) 「
(149)（略）

三十三〜五十（略）

五十の二〜五十の五（略）

五十一〜八十八の二 (略)

八十八の三 一ープロモ一三ークロロプロパン及びこれを含む製
劑

八十八の四 (略)

八十九の四〜百九 (略)

2 (略)

五十一〜八十八の二 (略)

八十八の三 (略)

八十九〜百九 (略)

2 (略)

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三 （略）</p> <p>劇物 一〇十一の四 （略） 十一の五 ー（六ークロロー三ーピリジルメチル）ーNーニトロ イミダゾリジンーニイリデンアミン（別名イミダクロプリド） 及びこれを含有する製剤。ただし、ー（六ークロロー三ーピリ ジルメチル）ーNーニトロイミダゾリジンーニイリデンアミン 二%（マイクロカプセル製剤にあつては、一二%）以下を含有す るものを除く。 十一の六〇十一の八 （略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (105) （略）</p> <p>(106) (E) ーニー（四ーターシャリーブチルフェニル）ーニーシ アノーー（一・三・四ートリメチルピラゾールー五ーイル）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三 （略）</p> <p>劇物 一〇十一の四 （略） 十一の五 ー（六ークロロー三ーピリジルメチル）ーNーニトロ イミダゾリジンーニイリデンアミン（別名イミダクロプリド） 及びこれを含有する製剤。ただし、ー（六ークロロー三ーピリ ジルメチル）ーNーニトロイミダゾリジンーニイリデンアミン 二%以下を含有するものを除く。 十一の六〇十一の八 （略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (105) （略）</p>

ビニル^{II}ニ・ニージメチルプロピオナート (別名シエノピラフ
エン) 及びこれを含む製剤

(107)|
|
(142)|

(略)

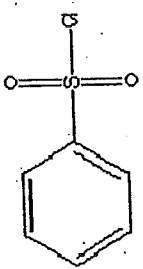
十二
六十七 (略)

(106)|
|
(141)|

(略)

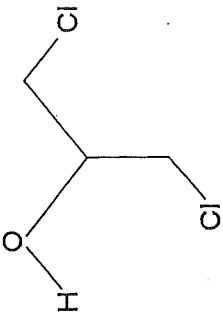
十二
六十七 (略)

毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
塩化ベンゼンスルホニル	 <p style="text-align: center;"> $C_6H_5SO_3H$ 分子量 176.6 CAS No. 98-09-9 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀: 無色の油性液体 比重: 1.38 (g/mL) 融点: 14.5°C 沸点: 251°Cで分解 蒸気圧: 0.009kPa(25°C) 溶解性: 水に不溶、エタノール、エーテルに可溶 安定性: - 反応性: - 引火性: 引火点128°C	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) マウス 828 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) - 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) ラット 0.47 (ミスト、推定値) ラット 0.12 (蒸気、推定値) 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性～腐食性 目刺激性 ウサギ 強い刺激性	医薬品及び農薬原料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
 ※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

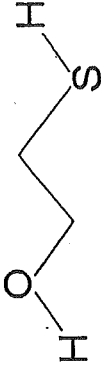
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1,3-ジクロロプロパン-2-オール	 <p> $C_3H_6Cl_2O$ 分子量 129.0 CAS No. 96-23-1 </p>	原体及びこれを含む製剤	外観: 無色のわずかに粘稠性でエーテル臭のある液体 沸点: 174.3°C 融点: -4°C 溶解性: (25°C) 水 9.9g/100mL 安定性: - 反応性: - 引火性: 引火点74°C	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 77.5 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 471 急性吸入毒性 (蒸気、推定値) LC_{50} (mg/L (4hr)) ラット 0.66 皮膚刺激性 ヲサギ 軽度刺激性 目刺激性 ヲサギ 中程度から強い刺激性	プラスチックの膨潤剤

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50% 致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

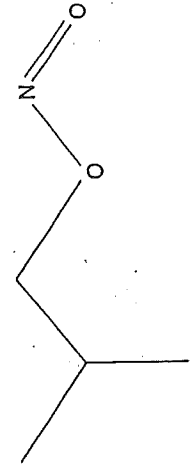
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-メルカプトエタノール	 <p style="text-align: center;"> C_2H_6OS 分子量 78.1 CAS No. 60-24-2 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 特徴的臭気の無色の液体 沸点: 157°C (分解) 融点: -100°C、< -50°C 蒸気圧: 0.234kPa (25°C) 溶解度: 水に可溶、エタノール、エーテル、ベンゼンに可溶 安定性: - 反応性: - 引火性: 引火点 74°C	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) マウス 190 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 150 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) ラット 2 (蒸気、推定値) 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性 目刺激性 ウサギ 刺激性	化学繊維・樹脂添加剤

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50% 致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち 50% が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

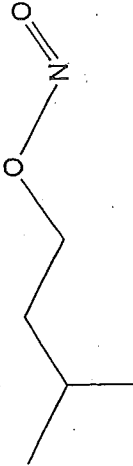
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
亜硝酸イソブチル	 <p style="text-align: center;"> $C_4H_9NO_2$ 分子量 103.1 CAS No. 542-56-3 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 無色の液体 沸点: 67°C 融点: - 蒸気圧: 1333Pa 溶解度: 水にわずかに溶ける。エーテル、エタノールに可溶。 安定性: 水により徐々に分解する。 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) マウス 205 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) - 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) マウス 2.01 (蒸気、推定値) 皮膚刺激性 <u>in vitro 陽性</u>	試薬

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

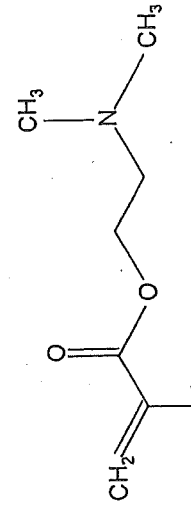
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
亜硝酸イソペンチル	 <p> $C_5H_{11}NO_2$ 分子量 117.2 CAS No. 110-46-3 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 黄色の液体 沸点: 97~99°C 融点: - 蒸気圧: 3.5kPa (20°C) 溶解度: 水にはほとんど溶けない。 エタノール、エーテル、クロロホルムに可溶。 安定性: 空気、光、水により分解する。 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 505 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) - 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L (4hr)) マウス 2.4 (蒸気、推定値) 皮膚刺激性 in vitro 陽性 目刺激性 ウサギ: 軽微な眼粘膜損傷性	試薬

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

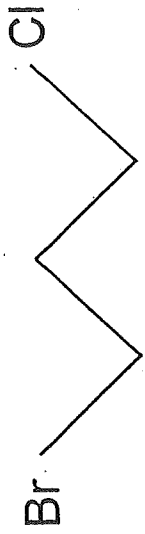
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-(ジメチルアミノ)エチル =メタクリレート	 <p> $C_8H_{15}NO_2$ 分子量 157.22 CAS No. 2867-47-2 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:無色透明液体 沸点:186°C 融点:-30°C 蒸気圧:1.10hPa (25°C) 溶解度: 水:106.1g/L (25°C) 安定性:— 反応性:— 引火性:引火点65°C	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット >2000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット >2000 急性吸入毒性(蒸気) LC_{50} (mg/L (4hr)) ラット 2.28 < LC_{50} < 3.24 皮膚刺激性 カサギ、強い刺激性 目刺激性 カサギ、腐食性	4級化物の原料

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

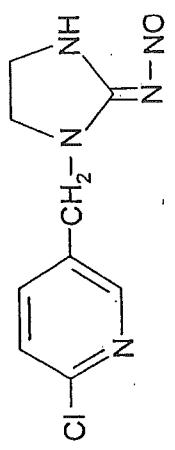
劇物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1-ブromo-3-クロロプロパン	 <p> C_3H_6BrCl 分子量 157.4 CAS No. 109-70-6 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:無色の液体 沸点:143.3°C 融点:-58.9°C 蒸気圧:0.85 kPa(25°C) 溶解度: 水に不溶。エタノール、エーテル、クロロホルムによく溶ける。メタノールに溶ける。 安定性:— 反応性:— 引火性:—	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 930 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット >2000 急性吸入毒性(蒸気、推定値) LC_{50} (mg/L (4hr)) ラット 6.5 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性なし 目刺激性 —	医薬品及び農薬原料

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

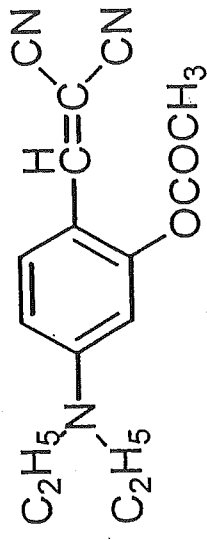
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
1-(6-クロロ-3-ピリジル)メチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名イミダクロプロリド)	 <p> $C_9H_{10}ClN_5O_2$ 分子量 255.7 CAS No. 138261-41-3 </p>	12%以下を含む含有するマイクロカプセル製剤	外観:無色結晶(固体) 沸点:熱分解により測定困難 融点:144°C 蒸気圧: 4×10^{-10} P (20°C) 溶解性: 難溶 水 安定性: 安定(通常の取扱い条件において) 反応性:—	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) マウス 100 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット >2000 急性吸入毒性(ダスト) LC_{50} (mg/L (4hr)) ラット >5323 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性なし 目刺激性 ウサギ 刺激性なし 12%マイクロカプセル製剤: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) マウス >2000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット >2000 皮膚刺激性 ウサギ 軽度刺激性 目刺激性 ウサギ 刺激性なし	農薬、シロアリ剤

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

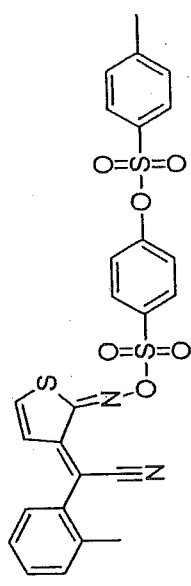
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
[2-アセトキシ-(4-ジエチル ルアミノ)ベンジリデン]マロ ノニトリル	 <p style="text-align: center;"> $C_{16}H_{17}N_3O_2$ 分子量 283.33 CAS No. 124079-85-2 </p>	原体及びこれを含 有する製剤	性状: 黄色粉体 沸点: ー 融点: 106~107°C 溶解性: 水 不溶 アセトン 易溶 安定性: 室温で安定 反応性: 水や空気とは反応しない	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ♀ >2000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ー 急性吸入毒性 (ガス) LD_{50} (mg/L (4hr)) ♀ >1280 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性なし 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性なし	光吸収剤

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50% 致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

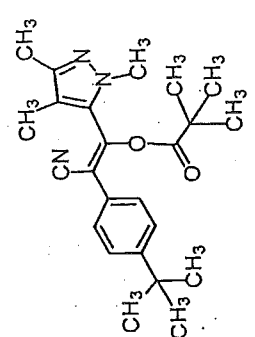
劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
p-トルエンスルホン酸=4-[[3-[シアノ(2-メチルフェニル)メチリデン]チオフェン-2(3H)-イリデン]アミノ]オキシスルホン	 <p style="text-align: center;"> $C_{26}H_{20}N_2O_6S_3$ 分子量 552.65 CAS No. 852246-51-6 </p>	原体及びこれを含む製剤	性状: 黄色粉末 沸点: - 融点: 147-155°C 蒸気圧: - 溶解性: - 安定性: 室温で安定 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット >2000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) - 急性吸入毒性 (エアゾール) LD_{50} (mg/L (4hr)) ラット 3.719 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性なし 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性なし	フォトレジスト用 光酸発生剤

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50% 致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち 50% が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(E)-2-(4-ターシャリ-ブチルフェニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル)ピニル=2,2-ジメチルプロピオナート(別名シエノピラフェン)	 <p> $C_{24}H_{31}N_3O_2$ 分子量 393.52 CAS No. 560121-52-0 </p>	原体及びこれを含む有する製剤	外観: 白色結晶(針状) 沸点: 250.2°C 融点: 106.7~108.2°C 蒸気圧: 5.2×10^{-7} Pa (25°C) 溶解性: 0.30 mg/l (20°C) 安定性: 室温で安定 反応性: -	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) マウス >5000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) マウス >5000 急性吸入毒性(ダスト) LD_{50} (mg/L (4hr)) マウス >5.01 皮膚刺激性 ウサギ 刺激性なし 皮膚刺激性 ウサギ 軽度刺激性あり	農薬(殺ダニ剤)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。